

質問への回答

番号	質問内容	回答
1	各施設の現供給者はどこか。	全施設、東北電力株式会社となります。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設があるか。	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はありません。
3	各施設について、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無は。	全施設、スマートメーターを設置しています。
4	各施設の現在の計量日は。	全施設毎月1日検針となります。
5	自家発補給電力のご契約は無いという認識でよいか。	自家発補給電力の契約はございません。
6	提案書の添付書類となる、「総電気料金算出表」および「算出根拠となる内訳表」はどちらも任意様式で作成を行うという理解でよいか。	任意様式で構いません。
7	提出書類の様式第7号について、環境配慮に関する内容を様式とは別に事業提案書（任意様式）へ取り組んでいる活動などを盛り込んでもよいか。	様式第7号に記載しきれないものについて、事業提案書へ盛り込んでいただくことは構いません。
8	事業提案書へ記載している内容以外を盛り込んだ場合、審査基準のマイナス評価となるか。	マイナス評価とはなりません。
9	供給期間は2年間だが、提案書として提出する総電気料金は1年間の合計金額を算出するという認識でよろしいか。	1年間の合計金額の算出となります。
10	算定根拠内訳表は税込み単価で算定するが、総電気算出表に記載する金額は、税込み単価で算定した12か月合計金額（税込み金額）か。それとも、税込み単価で算定した12か月合計金額の110分の100相当額（税抜き金額）か。	税込み単価で算定した12か月合計金額（税込み金額）となります。
11	積算根拠となる内訳表は施設毎に作成することでよろしいか。	内訳表は施設ごとの作成となります。
12	積算根拠となる内訳表作成にあたり、端数処理方法に指定があるか（小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など）。	プロポーザル実施要綱4（5）の他は端数処理方法に基準を設けていませんので、各事業者算定方法により積算ください。
13	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はあるか。	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありません。
14	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはあるか。	1施設の電気料金の支払いを複数で分担している施設はありません。
15	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけるか。	契約書に記載がない事柄については、協議に応じます。
16	提案書類に記載する日付に指定があるか。	提案書類に記載する日付に指定はありませんので、任意の日付で構いません。
17	契約保証金は必要か。契約保証金の免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけるか。	契約保証金は見積額×契約年数2年×5%で算出いたします。ただし、盛岡市財務規則第125条各号の規程のいずれかに当てはまる場合、免除が可能です。
18	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設があるか。	該当する施設はございません。
19	結果通知については、契約とならなかった場合も2月中旬に書面通知をいただけるという理解でよいか。 また、書面通知とはどのような方法か（郵送、メール、FAX等）。 HP掲載時期については。	契約とならなかった場合も2月中旬に書面の郵送にて通知いたします。HPへの掲載は2月下旬を予定しております。
20	契約書案を資料としてご提供いただくことは可能か。	現段階において契約書案の提供はしておりませんので、最終候補者選定後の協議の際、提示させていただきます。
21	契約書に関する内容の協議（質問含む）については最優秀提案者へ契約書（案）送付後に行うことができるという認識でよいか。	契約書に関する内容の協議については、最優秀提案者へ契約書（案）送付後に行います。
22	[実施要項の3-（7）その他] について、「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び要項に定めのないその他の供給条件については、盛岡市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」と記載があるが、この表現は管内事業者である東北電力株式会社が定める「電気標準約款」に準ずると解釈してもよいか。 また、燃料費等調整単価についても同様に、東北電力株式会社が定める「電気供給実施要項」に準ずると解釈してよろしいか。	それぞれ、管内事業者である東北電力株式会社の「電気標準約款」、「電気供給実施要項」に準ずるものとなります。
23	契約期間の開始前または契約期間中に一般送配電事業者における託送供給等約款の改正などにより、契約電気事業者の電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能か（契約期間途中でも協議は可能か）。また、契約書に盛り込むことは可能か。	変更協議を受け付けることは可能です。契約書に定めのないことについての双方協議は行う内容で契約書作成を検討しています。
24	最優秀提案者確定後の契約書協議において「毎月の燃料費等調整を行わないこと（燃調なし）」や「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法（独自燃調）」を認める可能性はあるか。	実施要綱に定めるとおり、燃料費調整を含む電気料金の調整方法は盛岡市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によることとしており、最優秀提案者確定後の契約書協議において燃調なしや独自燃調を認めることはありません。